日常生活支援総合事業第1号通所事業(予防型通所介護)及び 指定地域密着型通所介護事業所 デイサービス スマイルガーデンすみれ 重要事項説明書

令和7年1月1日作成

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容及び契約上のご注意いただきたい事項を次のとおり説明します。

1. 通所介護事業所 「デイサービス スマイルガーデンすみれ」の概要

(1) 名称等

事業所の名称	有限会社 メディカルウイル
代表者指名	代表取締役 中嶋 伸生
主たる事業所の所在地	鹿児島県鹿屋市上谷町11200番地3
事業所の所在地	鹿児島県鹿屋市上谷町11199番地1
サービスの種類	単独型
	地域密着型通所介護•日常生活支援総合事業第1号通所事業(予
	防型通所介護)
指定年月日	通所介護:平成23年12月5日
	地域密着型通所介護:平成28年4月1日
	日常生活支援総合事業第1号通所事業:平成29年4月1日
介護保険事業所番号	4670301771

(2) 職員配置

職種	職員数
管理者	1人(常勤1名)
生活相談員	1人以上(常勤1名、非常勤1名)
介護職員	1人以上(常勤1名、非常勤1名)
機能訓練指導員/看護職	1人以上(常勤1名)

(3) 営業時間

営業日及び時間	月曜日から土曜日 年末年始(12月31日から1月2日)休業
	午前8:30~午後5:30
サービス提供時間	午前8:45~午後3:55
利用者数	1日あたり16名
事業の実施地域	鹿屋市、肝付町
	その他の地域についても管理者の命令により実施することがある

(4) 施設概要

建物の構造	木造平屋建て
建物の延べ床面積	123. 00m²
敷地面積	1220. 00m²
施設設備	浴室・トイレ・台所・食堂兼機能訓練室・静養室・相談室・事務室

2. 提供するサービス内容

サービス内容	時間	内容
送迎	迎え:8:30~9:00	・ ご自宅までの送迎を行います
	送り:16:10~	・ 当日の道路事情等により送迎時間に差異
		が生じる場合があります
健康チェック	9:00~10:00	・ 健康チェックを行います。
ティータイム		・ 新聞を読みながら、ニュースを知り、季節を感
朝の集い		じ、回想法を取り入れ、会話を促します。
集団体操	10:00~10:30	・ 音楽に合わせて、上肢・下肢運動を取り入
		れた体操を行います。
個別活動	10:30~11:30	・ 壁画やカルンダー作成、個人で作成したり、他
		者と協力しながら作成していきます。
		・ 計算問題や間違い探し、塗り絵等脳活性化
		トレーニングを取り入れていきます。
個別機能訓練	各 20~30 分	・ 個別に計画書を作成し、理学療法士によ
		り、ご利用者の状態に応じた個別訓練を実
		施していきます。
入浴	9:20~12:00	・ 入浴動作のできない動作を支援致します。
		また、入浴できない日は、清拭や足浴等を
		行います。介助が必要な方には2人介助で
		支援致します。
食事	12:00~13:00	・ 当事業所では、ご利用者の嗜好を考慮した
		献立を職員が立て、食事形態・栄養バラン
		スを考慮した食事をご利用者と共に作り
		提供します。
		・ 摂取困難者には、介護職員により食事摂取
		のお手伝いをさせて頂きます。
休憩•静養	13:00~14:00	
趣味活動		
レクリエーション	14:00~15:50	・ 心身の機能回復を目的としたレクリエー
(機能回復訓練)	45.50.40.40	ション、季節行事活動を行います。
ティータイム	15:50~16:10	
排泄 	随時 	ご利用者の排泄の状況を把握した上で、個
		別的に排泄のお手伝いを致します。
		・ 介助が必要な方には2人介助で支援致し
#->III-	n/≠n+	ます。
生活相談 	随時 	・ ご利用者やご家族の相談を御受け致しま
(本体) はなった。	がたり土	す。
健康状態の確認 	随時 	・ 体温、血圧測定を行い、異常の早期発見に
		努めます。

- 月間のレクレーションや脳トレ、行事等の計画書を作成し、サービスを提供致します。
- ・中重度の方への支援ができるように配置基準を整え、社会性の維持と身体機能の維持を目指し、 サービスを提供致します。
- ・理学療法士等による個別機能訓練を提供することで、身体機能の維持、向上を目指します。ケアプランに基づき、一人ひとりの状態を把握し、それぞれの利用者に合った個別機能訓練計画書を作成し、評価を行っていきます。

① 送迎に関して

送迎専用車両により、運転者(介助に必要な際は介助者同乗)が送迎を行い、必要に応じて 送迎車両への乗降及び移動の介助を行います。

送迎時間案内表(別紙)により、ご利用日の送迎時間等を説明し、重要事項説明書の署名・ 捺印をもってご利用者の同意を得たものとします。

3. 利用料金

- (1) 『別紙1』の利用料金表によって、通所介護サービス利用に応じたサービス利用料から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額は、ご利用者の所得等に応じて負担割合がかわります。) に各加算がついた合計金額をお支払いください。
- ★ ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、利用料金の全額をお支払い頂き、認定を受け た後に自己負担金額を除く金額が介護保険から支払われます。(償還払い)
- ★ 「居宅サービス計画書」が作成されていない場合にも「償還払い」となり、当事業所より「サービス提供証明書」を交付した後、自己負担額を除く金額が介護保険より支払われます。
- ★ ご利用者の介護度に変更が生じた場合は、利用料金も変更されます。

(2) その他の料金

- ① その他オムツ代・手芸材料代等、必要に応じて実費相当額をお支払い頂きます。
- ② 1日の食事サービスに係る費用を頂きます。(『別紙 1』参照)

4. 3以外の金品の持ち込みの禁止

ご利用時の利用料など必要以外の金品の持ち込みはご遠慮ください。ご利用者様の都合で持ち 込みが必要な場合は、自己責任にて管理をお願いすることになります。紛失が発生した場合につ いては事業所では責任を負えないことをご了承ください。

加算について

(1)入浴加算

1日の利用に対して入浴された場合。 40/1回

(2)サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50/100以上である場合

〇要支援 1…72/1月 〇要支援 2…144/1月 〇要介護…18/1回

(3)中重度者ケア体制加算 O要介護・・・45/1回

利用者の要介護度3以上の占める割合が30/100以上であり、職員の配置基準を満たしている場合

(4) 個別機能訓練加算 [イ ○要介護…56/1回

機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置して心身の状況に応じた生活機能向上を目的とする個別的な機能訓練を行った場合

- (5)送迎減算
 - 〇同一建物に居住又は同一建物より利用されるご利用者に対し、通所介護を行う場合

▲94/1回

○ご利用者に対し、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合

▲47/片道

(6)介護職員等処遇改善加算 [

1月に提供したサービス単位数に『別紙1』の割合を乗じた金額送迎減算

6. キャンセル料金

ご利用者のご都合によりサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料金が必要となります。

利用前日に申し出があった場合	無料
ご利用日当日8:30までに申し出があった場合	無料
申し出なく休まれた場合	食事代

★ 但し、ご利用者の急な状態悪化等(病状・気分不良)の場合や正当な理由がある場合においては、キャンセル料は頂きません。

7. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力を頂いております。

★ 医療法人 青仁会 池田病院(内科·整形外科·歯科等)

所在地:鹿屋市下祓川町1830番地 電話 :0994-43-3434

8. 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご 家族の個人情報を漏らしません。
- (3) 事業者では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

9. 事故発生時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供により万一事故が発生した場合は、市町村・当該ご利用者の ご家族・当該ご利用者に係る居宅介護支援事業所並びに包括支援センターに等に連絡を行うと 共に、必要な措置を講じます。

10. 身体拘束その他の行動制限について

- (1) 通所介護サービス提供にあたり、ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- (2) ご利用者に対し、身体的拘束その他の方法によりご利用者の行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- (3) 身体的拘束その他の方法によりご利用者の行動を制限した場合は、事前又は事後速やかに、ご利用者の家族等に対し、ご利用者にする行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- (4)ご利用者に対し、身体的拘束その他の方法によりご利用者の行動を制限した場合には、記録に次の事項を記載します。
- ① ご利用者に対する行動制限を決定したものの氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- ② 前項に基づくご利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- ③ 前項に基づくご利用者の家族等に対する説明等の時期及び内容、その際のやりとりの概要

11. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情受付けについて

(1) 事業所內受付機関

相談•苦情解決責任者	責 任 者: 平山 美幸
相談•苦情受付責任者	責任者:平山 美幸
	受付時間:月曜日~日曜日
	8:30~17:30(緊急時を除く)
	電 話:0994-40-9502
	F A X:0994-40-9503
	※相談・苦情受付ボックスとして当事業所玄関に、ご意見箱を設置して
	おります。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

鹿屋市役所保健福祉部高齢福祉課	所 在 地:鹿屋市共栄町20番1号
	受付時間:8:30~17:00
	電 話:0994-43-2111
	F A X:0994-41-0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所 在 地:鹿児島県鴨池新町7番4号
	受付時間:8:30~17:00
	電 話:099-206-1084
	F A X:099-206-1069
鹿児島県社会福祉協議会	所 在 地:鹿児島県鴨池新町1-7県社会福祉センター内
	受付時間:8:30~16:00
	電 話:099-257-3855
	F A X:099-251-6779

12. その他の事項

- (1) 病気等の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康状態の確認等で体調が悪い場合には、サービスの内容の変更又は、サービスを中止することがあります。この場合は、実施していないサービス加算料金は返金いたします。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治医に・歯科医・当事業所の協力医療機関に連絡をとる等の必要な措置を講じます。緊急の場合は、基本的にご家族の付き添いにより受診をして頂きます。

個人情報に関する同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 1. 使用目的
- (1)介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2)上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整の為に必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) デイサービス新聞での顔写真などの使用
- 2. 個人情報を提供する事業所
- (1) 居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所
- (2)病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)
- 3. 使用する期間
 - サービスの提供を受けている期間
- 4. 使用する条件
 - (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
 - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

サービス利用料金(令和6年6月改訂)

1. 日常生活支援総合事業第1号通所事業サービス利用料

項 目	料 金					
点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	利用回数	基本料金(1月あたり)	サービス提供加算Ⅱ			
要支援1	週に1回程度	1,798	72			
要支援 2	週に2回程度	3,621	144			
小計	介護度と利用回数に合わせた料金 + ご利用の加算					
処遇改善 l	小計に【9.2%】を乗じた金額が加算されます。					
合 計	小計 + 処遇改善					

- 基本料金に入浴料も含まれています。 事業対象者は、要支援と同額になります。
- 1月あたりの回数を定める場合

- ·要支援1 (436/1回) ·要支援2 (447/1回)
- 介護度の変更や入院等した場合、日割り計算となります · 要支援 1 (59/1日) · 要支援 2 (119/1日)
- 同一建物減算:同一建物より利用される場合
- ·要支援 1 (▲376/1 月)・要支援 2 (▲752/1 月)

2. 通所介護サービス利用料(1日につき)

項目					料	金	
サービス提供時間	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	各種加算
要介護 1	416	436	657	678	753	783	·入 浴 介 助:40
要介護 2	478	501	776	801	890	925	・入 浴 介 助:40 ・サービス提供体制 II:18
要介護3	540	566	896	925	1,032	1,072	・中 重 度 者 ケ ア 体 制:45
要介護 4	600	629	1,013	1,049	1,172	1,220	・個別機能訓練 イ:56
要介護 5	663	695	1,134	1,172	1,312	1,365	一间加加成形刷水 1 7 • 30
小計	介護度と利用時間に合わせた料金 + ご利用の加算						
処遇改善 l	小計に	小計に【9.2%】を乗じた金額が加算されます。					
合 計	小計	+ 処遇改	善				

- 入浴介助加算:1日の利用に対して入浴された場合
- 中重度者ケア体制加算:要介護度3以上の割合が30/100以上あり、職員の配置基準を満たしている場合
- 個別機能訓練加算 | イ:機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等 1 名以上配置して心身の状況に応じた生活 機能向上を目的とする個別的な機能訓練を行った場合
- ◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50/100以上である場合
- ◎ 同一建物減算:同一建物より利用される場合 ▲94/1回
- ◎ 送迎減算:ご家族が送迎されるなど、事業所で送迎を行わない場合 ▲47/片道
- 3.介護保険対象外サービス費 昼食代:500円/1食
- ※ 上記は、1日あたりの介護保険1割負担の金額です。各ご利用者の負担割合に準じます。

2割負担の場合

サービス利用料金(令和6年6月改訂)

1. 日常生活支援総合事業第1号通所事業サービス利用料

	料金						
点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	利用回数	基本料金(1月あたり)	サービス提供加算Ⅱ				
要支援1	週に1回程度	3,596	144				
要支援 2	週に2回程度 7,242						
小計	介護度と利用回数に合わせた料金 + ご利用の加算						
処遇改善	小計に【9.2%】を乗じた金額が加算されます。						
合 計	小計 + 処遇改善						

- 基本料金に入浴料も含まれています。 事業対象者は、要支援と同額になります。
- 1月あたりの回数を定める場合

- ·要支援1 (872/1回) ·要支援2 (894/1回)
- 介護度の変更や入院等した場合、日割り計算となります ・要支援1 (118/1日) ・要支援2 (238/1日)
- 同一建物減算:同一建物より利用される場合
- ·要支援 1 (▲752/1月)·要支援 2 (▲1,504/1月)

2. 通所介護サービス利用料(1日につき)

ī -							
項目					料	金	
サービス提供時間	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	各種加算
要介護1	832	872	1,314	1,356	1,506	1,566	·入 浴 介 助:80
要介護 2	956	1,002	1,552	1,602	1,780	1,850	・入 浴 介 助:80 ・サービス提供体制Ⅱ:36
要介護3	1,080	1,132	1,792	1,850	2,064	2,144	・中重度者ケア体制:90
要介護 4	1,200	1,258	2,026	2,098	2,344	2,440	- ・ 個別機能訓練 イ:112
要介護 5	1,326	1,390	2,268	2,344	2,624	2,730	
小計	介護度と利用時間に合わせた料金 + ご利用の加算						
処遇改善 l	小計に	小計に【9.2%】を乗じた金額が加算されます。					
合 計	小計	+ 処遇改	善				

- 入浴介助加算:1日の利用に対して入浴された場合
- 中重度者ケア体制加算:要介護度3以上の割合が30/100以上あり、職員の配置基準を満たしている場合
- 個別機能訓練加算 | イ:機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等 1 名以上配置して心身の状況に応じた生活機能向上を目的とする個別的な機能訓練を行った場合
- ◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50/100以上である場合
- ◎ 同一建物減算:同一建物より利用される場合 ▲188/1回
- ◎ 送迎減算:ご家族が送迎されるなど、事業所で送迎を行わない場合 ▲94/片道
- 3.介護保険対象外サービス費 昼食代:500円/1食

3割負担の場合

サービス利用料金(令和6年6月改訂)

1. 日常生活支援総合事業第1号通所事業サービス利用料

項目	料 金					
	利用回数	基本料金(1月あたり)	サービス提供加算Ⅱ			
要支援1	週に1回程度	5,394	216			
要支援2	週に2回程度	10,863	432			
小計	介護度と利用回数に合わせた料金 + ご利用の加算					
処遇改善	小計に【9.2%】を乗じた金額が加算されます。					
合 計	小計 + 処遇改善					

- 基本料金に入浴料も含まれています。 事業対象者は、要支援と同額になります。
- 1月あたりの回数を定める場合

- ·要支援1(1,308/1回) ·要支援2(1,341/1回)
- 介護度の変更や入院等した場合、日割り計算となります · 要支援 1 (177/1 日) · 要支援 2 (357/1 日)
- 同一建物減算:同一建物より利用される場合
- ·要支援 1 (▲1,128/1月)·要支援 2 (▲2,256/1月)

2. 通所介護サービス利用料(1日につき)

							_
項目					料	金	
サービス提供時間	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	各種加算
要介護 1	1,248	1,308	1,971	2,034	2,259	2,349	7 ※ 人 時・120
要介護 2	1,434	1,503	2,328	2,403	2,670	2,775	・入 浴 介 助:120 ・サービス提供体制 II: 54
要介護3	1,620	1,698	2,688	2,775	3,096	3,216	・中重度者ケア体制:135
要介護 4	1,800	1,887	3,039	3,147	3,516	3,660	- ・
要介護 5	1,989	2,085	3,402	3,516	3,936	4,095	
小計	介護度	まと利用時	間に合わ	せた料金	+ ごえ	利用の加算	
処遇改善 l	小計に	[9.2%]	を乗じた	:金額が加	算されま	す。	
合 計	小計	+ 処遇改	善				

- 入浴介助加算:1日の利用に対して入浴された場合
- 中重度者ケア体制加算:要介護度3以上の割合が30/100以上あり、職員の配置基準を満たしている場合
- 個別機能訓練加算 | イ:機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等 1 名以上配置して心身の状況に応じた生活 機能向上を目的とする個別的な機能訓練を行った場合
- ◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50/100以上である場合
- ◎ 同一建物減算:同一建物より利用される場合 ▲282/1回
- ◎ 送迎減算:ご家族が送迎されるなど、事業所で送迎を行わない場合 ▲141/片道

3.介護保険対象外サービス費 昼食代:500円/1食

指定地域密着型通所介護サービス・日常生活支援総合事業第1号通所事業	(予防型通所介護)
サービスの提供開始に際し本書面に基づき重要事項を説明いたしました。	

説明日 : 令和 年 月

 \Box

指定地域密着型通所介護事業所 日常生活支援総合事業第1号通所事業(予		養)				
有限会社メディカルウイル 代表取締役 デイサービス スマイルガーデンすみれ 説明責任者氏名 管理者 平山 美幸	中嶋伊生					
私は、本書面に基づいて事業者からの重						
金表(利用料金に係る同意書)の説明を受 総合事業第1号通所事業(予防型通所介護						5支援
		同意日	:令和	年	月	В
ご利用者様	住所					
	<u>氏名</u>					
ご家族様	住所					
	氏名	本人との	の関係()	
ご家族以外	住所					
	氏名					

「ご家族様」欄に記載がある場合、「ご家族以外」欄の記載は不要です。 ※個人情報に関する同意については、必ずご家族様の同意が必要です。

本人との関係(